

仙台塩釜港仙台港区船舶安全利用基準

I 本基準の主旨

本基準は、仙台塩釜港仙台港区（以下「仙台港区」という。）に入港する船舶の航行安全を図るため、行政機関及び港湾利用者等が、港則法その他関係諸法令に基づく各々の責務のもと、対象船舶の航行において遵守すべき基本事項をとりまとめたものである。

対象船舶が本基準に則り適切に運航されることにより、海難事故の防止のみならず海上交通の円滑化が図られ、仙台港区の振興にも資するものと期待するものである。

II 適用

- 1 本基準は、仙台港区及びその周辺海域を調整水域として適用する。
- 2 本基準は、前項の範囲内を航行しようとする全ての船舶を対象とする。

III 船舶航行安全基準

1 余裕水深の確保

- (1) 船舶は、入出港時の喫水に 10%の余裕水深を確保しなければならない。この場合、水深は海図記載のものとし、潮汐は加味しない。
- (2) 前項によりがたい船舶には、次の事項を考慮することができる。
 - ①入出港時の喫水に、潮汐を加味して、10%の余裕水深が確保されていること。
 - ②入出港時の喫水が岸壁側傍水深を超えず、かつ岸壁係留時においては、係留期間中の最低潮位においても 50 cmの余裕水深が確保できること。
 - ③水先人を要請する船舶の余裕水深については、水先人会の引き受け基準を適用すること。

2 航行支援体制

- (1) 入出港船舶（3,000G/T 以上）の航行支援体制は、原則として次によるものとする。

船型	曳船	水先人
3,000G/T 以上の船舶	1 隻以上	できるかぎり水先人を要請
10,000G/T 以上の船舶	2 隻	原則として水先人を要請

- (2) 次の理由により（1）の支援体制によりがたい場合、適用として水先人及び曳船の要請を減ずることができる。
 - ①水先人の要請については、当該船舶の船長が、過去に仙台港区において操船を経験し、航行の安全が確保されると判断され、特に、外国人船長が操船する船舶においては、港則法及び同法施行規則を熟知している場合。
 - ②曳船の要請については、入出港船がスラスタ等補助推進器を有し、水先人の了解を得たもの。又は、水先人会の定めた曳船使用基準に準ずる場合。
 - ③定期航路に航行する船舶で、仙台港区に頻繁に入出港を行い航行の安全が確保されていると判断される場合は、曳船及び水先人の要請を減ずることができる。
- (3) 推進器障害等により入港しようとする船舶は、原則として水先人の支援及び水先人会の基準により曳船等の支援をうけること。

3 運航調整

- (1) 入港予定の船舶は ETA (到着予定時刻) を確実に代理店へ連絡し、代理店はバース調整会議までに宮城県仙台塩釜港湾事務所 (以下「港湾事務所」という。) に通知すること。
- (2) 500G/T 以上の船舶は、中央航路における「行き合い」を防止するため、(1) の動静連絡を遵守し、自船の入出港に関する情報を連絡するとともに、航路内の他の船舶の動静を把握すること。
- (3) 入港待ちの船舶は、港外の検疫錨地付近海域にて実施すること。
- (4) 運航調整の優先順位
 - ①客船・フェリー
 - ②水先人の支援を受ける大型危険物搭載船
 - ③水先人の支援を受ける大型船舶
高度な操船性能の大型定期船 (最新の大型スラスター装備等)
 - ④操縦性能が低下する大型船舶及び潮汐等の外力の影響を受ける船舶
 - ⑤その他の船舶
- (5) 船舶は、仙台塩釜港長又は宮城県仙台塩釜港湾事務所長から特別指示があった場合、その指示に従わなければならない。

4 航行安全対策

- (1) 港内航行中は、常時 VHF16 チャンネルを聴取すること。また、AIS (船舶自動識別装置) 搭載船は適正な運用を行うとともに、その情報を活用し事故防止に努めること。
- (2) 港則法の順守
 - ①港則法第 15 条関連 (出船優先)

入港する船舶は、仙台南防波堤灯台付近で他船と出会う虞 (おそれ) のあるとき、沖防波堤の外で出港する船舶の進路を避けなければならない。
 - ②港則法第 16 条関連 (危険な速力)

港内においては、係留中を含む他の船舶及び荷役作業に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。
 - ③港則法第 17 条関連 (右小回り、左大回り)

南防波堤及び沖防波堤を右舷に見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。
 - ④港則法第 14 条関連 (準用規定)

中央航路内では、航行中の船舶を優先し、並列航行や追い越しを禁止するとともに、行き合うときは右側を航行しなければならない。
- (3) 航行・作業の制限
 - ①風向・風速

仙台塩釜港を含む地域に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合で、船橋において東寄りの風が風速 15m/s に迫り、さらに風速が増す予報の場合には、荷役等作業を中止し、係留強化又は予報暴風域外へ退避を行うこと。(詳しくは別記「津波、台風等及び発達した低気圧等の異常気象時の対応」を参照)

②視程

港内の視程が 1,000m 未満の場合は、入出港を行わないこと。

- (4) 仙台港区周辺海域を航行する船舶は、周囲の区画漁業権の設定状況を把握し、暗礁、養殖施設等に不要に接近することはせず、原則として設置された灯浮標の示す海域を適切に航行し、中央航路に沿って入出港すること。

5 岸壁の利用

- (1) 仙台港区において岸壁を利用する船舶は、気象他の船舶の動静など周辺環境に十分留意し、安全かつ適切に利用しなければならない。
- (2) 仙台港区における公共岸壁の諸元及び対象船型は別表 1 のとおりとする。
- (3) 公共岸壁を利用しようとする者は、港湾事務所に対して使用許可申請等、所定の手続きを行うとともに、バース調整会議において、他の船舶との利用調整を行うこと。なお、企業専用岸壁の利用者についても港内の他の船舶の動静を把握するため、同会議に参加することが望ましい。
- (4) 岸壁への接岸及び係留にあたっては、下記の事項に留意し、岸壁への衝突や防舷材の破損その他事故の防止に努めること。

①岸壁への接岸速度は下記を目安とし、防舷材の防衝機能を適切に活用すること。

船型	接岸速度
10,000DWT 未満	15 cm/s 以下

②係留中は風、波浪、水流等による船舶の動揺に応じて係船索を適切に用いること。

- (5) その他企業専用岸壁（別表 2）の利用などここに定めのない事項については、各岸壁において定められた基準等に従うものとする。

6 その他

- (1) 船舶航行の妨げとならないよう、水上オートバイ等の小型船舶は、中央航路への不必要な進入は避けること。
- (2) 仙台港区内における水上オートバイ等の小型船舶は、みだりに疾走、複数での並走、蛇行等の周囲に危険を覚えさせるような走行はしないこと。（港湾施設等管理条例第 3 条関連・宮城県迷惑行為防止条例第 11 条関連）

別表 1

地区名	岸壁名	延長 (m)	岸壁水深 (m)	対象船型 (DWT)	バース数
中野	1 高松ふ頭岸壁	240	-12	30,000	1
	2 高松2号ふ頭岸壁	280	-14	55,000	1
	3 中野ふ頭1号岸壁	240	-12	40,000	1
	4~8 中野ふ頭2号~6号岸壁	925	-10	15,000	5
	9~10 雷神ふ頭1号,2号岸壁	440	-9	10,000 [G/T]	2
中野南	11 中野南ふ頭岸壁	100	-7.5	5,000	1
向洋	12 高砂ふ頭1号岸壁	270	-12	30,000	1
	13 高砂ふ頭2号岸壁	330	-14	50,000	1
	14 向洋ふ頭1号岸壁	240	-12	30,000	1

別表 2

管理者	岸壁名	延長 (m)	岸壁水深 (m)	対象船型 (DWT)	バース数
JFE 条鋼(株)	15 JFE 条鋼1号岸壁	257	-12	30,000	1
	16 JFE 条鋼2号岸壁	195	-10	20,000	1
	17 JFE 条鋼3号岸壁	68	-7.5	3,000	1
仙台パワーステーション(株)	18 仙台パワーステーション岸壁	260	-10	20,000	2
新日鐵住金(株)	19 日鉄物流仙台物流センター岸壁	246	-7.5	5,000	2
JFE 物流(株)	20 JFE 物流岸壁	309	-7.5	5,000	2
花王(株)	21 花王岸壁	120	-7.5	5,000	1
公共財団法人宮城県フェリー埠頭公社	22 フェリー埠頭1号岸壁	205	-8.5	15,000[G/T]	1
	23 フェリー埠頭2号岸壁	200	-8	17,000[G/T]	1
ENEOS(株)	24 ENEOS 第1 棧橋	136	-17	300,000	1
	25 ENEOS 第1 棧橋 (LPG)	75	-17	60,000	1
	26 ENEOS 第2 棧橋	40	-7.5	5,000	1
	27 ENEOS 第3 棧橋	138	-7.5	7,000	1

	28 ENEOS 第4 棧橋	138	-6	350~3,000	2
	29 ENEOS 第6 棧橋	60	-6	3,000 ~ 5000	1
	30 ENEOS 第7 棧橋	138	-6	2,000 ~ 3000	2
全農エネルギー(株)	31 全農棧橋	172.4	-7.6	6,000	1
仙台市ガス局	32 仙台市ガス局港工場 LNG 棧橋	261	-7.5	9,000	1
東北電力(株)新仙台 火力発電所	33 東北電力・ENEOS 共同物揚場	32	-6	3,000	1
	34 東北電力・ENEOS 共同棧橋	467.5	-16.5	115,000	1

(別記)

津波,台風及び発達した低気圧等の異常気象時の対応

仙台港区における異常気象時の対応は,次のとおりとする*。

○津波及び地震に関する情報を入手した場合

- ・気象庁等から地震に関する情報を入手した際には,津波に関する情報に留意すること。
- ・気象庁から宮城県に津波注意報等が発表された場合,港長から勧告が実施されたものとみなし対応すること。

○台風及び低気圧等に関する情報を入手した場合

- ・台風及び発達した低気圧等の異常気象又は海象に関して,気象庁から発表される気象情報に留意すること。

○風速 15m/s に迫り,更に風速が増す予報の場合

(特に東寄りの風の場合は,次の事項を遵守する)

- ・港外の入港船は入港せず,安全な海域に避難する。
- ・出港船は速やかに出港する。
- ・運航中止基準が風速 15m/s 以上の船舶の運航は,タグボートの確保等,入出港時において,自主的に規定している安全確保が確実に図られる場合に限る。

○通常における出港時の場合

- ・風速 12m/s 以上が予想される場合は,向岸風,離岸風,風圧面積の大きな船型等を考慮し,代理店側から当該船長に対し,水先人の乗船やタグボートの確保を助言する。

*津波,台風及び発達した低気圧等の異常気象又は海象に関する対応については「仙台塩釜港津波,台風等対策実施要領」(仙台塩釜港津波,台風等対策協議会策定(平成2729年4月改正))によることと。

(注1) ここの風速とは,船橋に設置している風速計の指針が定常的に示す値を指す。

(注2) 安全確保にあたり,水先人会,タグボート及び綱取船の引受中止基準は,風速 15m/s 以上であることを留意の上,水先人,タグボート船長,綱とり業者,港湾荷役業者等の関係者

が安全に対応できることを前提条件として調整が図られていること。

(注3) 最大瞬間風速は、平均風速（10分間の平均値）の1.5～3.0倍を示すことがあることから、特に風圧面積の大きな船型においては、十分留意の上、適切な安全対策を講じる必要がある。

平成28年1月27日策定

令和4年4月1日改正

仙台塩釜港振興会

仙台塩釜港長

仙台塩釜港港湾管理者